

今後に向けて

高齢者の尊厳を護る取組みは緒に就いたばかりであり、今後も取組みを強化、推進していく必要があります。

そのためには、社会全体での正しい理解と対応が求められています。養護者や養介護施設従事者等の個人的な責任追及に陥ることなく社会システムとしての高齢者虐待防止、予防に向けての取組みが重要となります。当財団では、高齢者権利擁護支援センター事業を核に都民や事業者、区市町村等が必要とする支援を継続して参ります。

まず、当事者（利用者やその家族）、福祉サービス提供者（事業経営者、管理者やその職員）、行政をはじめとする関係機関のみなさまのニーズをそれぞれに正確に把握することが必要であると考えています。

平成 28 年度においては、情報社会が高度化する中で、整理した情報を基にした相談支援や研修実施・支援による事業を継続していくとともに、様々に混在する情報の集積や分析の検討等に取り組んでいきたいと考えています。

公益財団法人東京都福祉保健財団
人材養成部長 小林 恵之